

## 第14回 自治区制度等行財政改革推進特別委員会

日時：令和2年12月7日（月）

13時00分～時分

場所：全員協議会室

【委員】澁谷委員長、岡本副委員長、三浦委員、村武委員、串崎委員、芦谷委員、道下委員

【議長・委員外議員】

【執行部】砂川副市長、石本教育長、岡田地域政策部長、河上教育部長、

篠原金城支所長、佐々尾旭支所長、外浦弥栄支所長、田城三隅支所長、

邊地域政策部副部長、村木生涯学習課長、佐々尾金城支所防災自治課長、

細川旭支所防災自治課長、三浦弥栄支所防災自治課長、小松三隅支所防災自治課長

【事務局】浜野書記

---

### 議 題

1 議案第73号 浜田市まちづくりセンター条例の制定について

2 その他

○次回開催 月 日（ ） 時 分

まちづくりセンターの制度に対する質問・意見等について

1 会議等の開催状況

(1) 地域協議会

- |         |                    |         |                    |
|---------|--------------------|---------|--------------------|
| ア 浜田自治区 | 11月11日(水) 午前10時～   | エ 弥栄自治区 | 11月13日(金) 午後6時30分～ |
| イ 金城自治区 | 11月19日(月) 午後6時30分～ | オ 三隅自治区 | 11月10日(火) 午後6時30分～ |
| ウ 旭自治区  | 11月19日(月) 午後4時～    |         |                    |

(2) 浜田市協働のまちづくり推進に関する条例検討委員会

- |                         |                    |
|-------------------------|--------------------|
| ア 条例検討委員会(コミセン部会との合同会議) | 11月18日(水) 午後6時30分～ |
| イ 公民館のコミュニティセンター化検討部会   | 10月21日(水) 午前10時～   |

(3) 浜田市社会教育委員の会からの意見具申 11月12日(木)

(4) 公民館職員からの質問・意見等 11月中旬に各自治区で開催した公民館連絡会での意見等

2 質問・意見等とそれに対する回答・市の考え方等

制度項目	No.	質問・意見等	回答・市の考え方等	団体等
①目的	1	・協働のまちづくりを推進するために、どのようなことをすればよいか示す必要があるのではないか。	・協働のまちづくりに係る推進計画を策定することとしている。	・地域協議会(浜田)
②名称	2	・分館の名称は、どうなるのか。	・「〇〇まちづくりセンター ◎◎分館」とする。	・条例検討委員会
③所管	3	・市長部局に移管することで、窓口が複数になり、センター職員等が混乱することのないようにしてほしい。	・主として市長部局が窓口となり、教育委員会と連携をとって対応する。	・地域協議会(三隅)
	4	・社会教育担当課の職員は、教育委員会と併任とあるが、実際の在籍はどこになるのか。	・市長部局の在籍となる。	・コミセン部会
	5	・併任以外の手法は、検討したのか。	・教育委員会のまま所管する方法や補助執行等、色々と検討したが、まちづくりセンターを市長部局が所管する場合には、教育委員会との連携が特に重要であることから、併任の手法を採用した。	・コミセン部会
	6	・市長部局に「人づくりまちづくり課」を創設し、社会教育係、図書館係、まちづくり係を置いて、社会教育を基盤とした協働のまちづくりを推進する体制を整えてほしい。	・まちづくり推進課「地域づくり推進係」を「まちづくり推進係」に変更し、まちづくりセンターを所管する。 ・市長部局に「社会教育課」を創設し、社会教育を推進する。	・社会教育委員の会
	7	・現在の生涯学習課が推進しているふるさと教育や地域学	・教育委員会学校教育課に「地域学校連携係」を創設し、	

制度項目	No.	質問・意見等	回答・市の考え方等	団体等
		校協働活動など、学校教育との連携協働について、市長部局に創設される社会教育担当課が継続して担う必要がある。	「社会教育課」との併任により、学校教育との連携協働を図る。	
④業務 (事業)	8	・行政窓口は、地域の状況に応じて開設日を調整したほうが良い。	・人員配置を見直す中で、改めて調整する。	・地域協議会（浜田）
	9	・「協働のまちづくりの推進」とは、どのような業務を行うことか。	・地区まちづくり推進委員会の事務局を担う、まちづくりに連携して取り組むなど、活動の推進・支援を行うこと。	・地域協議会（金城）
	10	・まちづくりセンターと地区まちづくり推進委員会の予算や事業報告等は一本化されるのか。	・まちづくりセンターと地区まちづくり推進委員会の予算は、現行どおり別々の取扱いを予定している。	・地域協議会（金城） ・公民館
	11	・複数の地区まちづくり推進委員会を抱えるまちづくりセンターでは、どのようにして「協働のまちづくりの推進」を図るのか。	・まちづくりセンターと地区まちづくり推進委員会の協力を構築するところから始め、まちづくりセンターの適正配置の問題も整理しながら取り組んでいく。	・地域協議会（三隅）
	12	・地区まちづくり推進委員会の事務局を担うことは、センター職員がその事務を行うだけでなく、協働のまちづくりの推進役を担う必要がある。しかし、住民が事務局に任せっきりになってはいけない。自分達の地域の子どもは自分達で育て、課題は自分達で解決しよう、でもどうにもならないところは行政を頼ろうという住民主体のまちづくりについて、強調するべきである。	・まちづくりセンター職員や市民の皆さんの協働のまちづくりに対する理解が深まるよう、丁寧な説明に努める。	・社会教育委員の会
	13	・センターの設置目的を達成するために必要な業務として、住民への情報提供の充実があげられる。ホームページを活用した情報発信が有効的である。	・ホームページの活用を含め、住民への情報提供や情報発信の充実を図る。	・社会教育委員の会
	14	・地域課題に応じた事業を企画し、実施するためには、住民が地域について学び関わる中で課題を見つけ、繋がりを持っていくことが重要である。	・事業の企画・実施に当たっては、学びやつながりを意識して取り組む。	・社会教育委員の会
15	・まちづくりセンターと地区まちづくり推進委員会は、別のものか。	・地区まちづくり推進委員会は、まちづくり活動の主体であり、まちづくりセンターは、その活動の推進や支援を担う拠点である。	・公民館	
⑤職員	16	・センター長の選任は、地域の意向を踏まえるとあるが、どのような形を予定しているのか。	・現館長の意向を確認したうえで、公民館運営推進委員等の意見を伺い、選任する。	・地域協議会（浜田） ・地域協議会（弥栄）

制度項目	No.	質問・意見等	回答・市の考え方等	団体等
	17	・主事2名を配置するだけの業務があるのか。 ・主事2名を配置してまちづくりを推進してほしい。	・まちづくりと社会教育を推進するためにセンターの体制を強化する。	・地域協議会（金城）
	18	・主事が「まちづくり担当」と「社会教育担当」に分かれているが、協力して業務にあたればよいのではないのか。	・2名（または3名）の主事が協力・連携してセンター業務にあたることを想定している。	・地域協議会（金城）
	19	・現在の館長や主事が継続しない意向の場合、人員確保はどう考えているのか。	・市職員退職者の活用も視野に人員確保に努める。	・地域協議会（金城）
	20	・正規職員の配置はあるのか。	・想定していない。	・地域協議会（金城）
	21	・センター長は、今よりも責任が大きくなるので、しっかりとした報酬を考えてほしい。	・センター長と主事は、同じ会計年度任用職員だが、センター長は主事よりも高い設定を考えている。	・地域協議会（金城）
	22	・主事（会計年度任用職員）と再任用職員の処遇には、違いがあるのか。	・再任用制度は、年金支給までのつなぎとしての制度であり、会計年度任用職員とは処遇が異なる。	・地域協議会（旭）
	23	・センター職員の負担が増える中で、人選は行政が調整役にならないと進まないと思う。	・現館長と主事の意向も尊重しながら人員確保に努める。	・地域協議会（旭）
	24	・センター長は公募か。	・公募ありきではなく、現館長や地域の意向を確認して選任する。	・地域協議会（旭）
	25	・会計年度任用職員には、無期転換ルールは適用されるのか。	・地方公務員には、無期転換ルールは適用されない。	・地域協議会（三隅）
	26	・年度の途中でセンター長の勤務時間を変更できるか。	・基本的に同一年度内は同じ勤務時間とする。	・コミセン部会
	27	・月52時間のセンター長は、これまでと同じ処遇なので、まちづくりに関わらなくてもよいということか。	・センター長は、勤務時間の範囲内において、まちづくりと社会教育の両方に関わる。	・コミセン部会
	28	・センター長及び職員は、社会教育の専門性を身に付ける必要がある。	・社会教育に係る研修等への参加を通して、専門性を持った人材の育成に努める。	・社会教育委員の会
	29	・職員体制については、3年程度の評価検証期間において改めて整理することとしているが、3年後に委託の可能性があれば、この3年間で新たな人材登用や人材育成を計画的に行うべきである。	・評価検証期間において運営方法や職員体制を改めて整理する中で、必要な人材の確保や人材育成についても検討する。	・社会教育委員の会
	30	・主事の勤務時間も変更は可能か。	・増員となる主事の勤務時間については、実情に応じて調整することも可能としたい。	・公民館
	31	・センター長の勤務時間は、統一したほうが良いのではないのか。	・様々な意見を踏まえて、3つの勤務時間から選択できる柔軟な仕組みでスタートする。	・公民館

制度項目	No.	質問・意見等	回答・市の考え方等	団体等
	32	・主事の処遇改善をお願いします。	・今年度から会計年度任用職員として処遇改善を図っている。	・公民館
	33	・センター長の選任は、地域の意向を踏まえるとあるが、現館長が継続を希望しても、地域の意向により継続しないことがあるということか。	・原則、現館長が継続を希望しない場合に、選任方法を含めて地域に意見を伺うという意味だが、継続希望の場合においても、地域の意見は伺いたいと考えている。	・公民館
⑥職務	34	・まちづくりコーディネーターは、常勤か。	・月 17 日勤務を予定している。	・地域協議会（浜田） ・コミセン部会
	35	・まちづくりコーディネーターは、地域のことを本気で考えてくれる人を配置してほしい。 ・まちづくりコーディネーターが行政的な視点で指導をすると協力しない住民も出てくる。	・いただいた意見も踏まえ、人材の確保や養成に取り組んでいく。	・地域協議会（金城）
	36	・まちづくりコーディネーターは、行政経験者がよい。		・公民館
	37	・まちづくりコーディネーターについては、幅広く人材を募ることとしているが、社会教育のことや地域の課題がわからない人がその職に就くようなことがあってはならない。コーディネーターの役割は、非常に重要であって期待も大きい。 ・まちづくりコーディネーターは、社会教育に精通していて、各自が専門的分野のノウハウを持っているなど、各地域のまちづくりや人づくりに対して、専門的な指導助言、支援ができる人材を確保、養成する必要がある。		・社会教育委員の会
	38	・まちづくりコーディネーターの 5 名は、候補者がいるのか。	・具体的な人選はこれからだが、準備は始めている。	・地域協議会（金城） ・公民館
	39	・まちづくりコーディネーターが所属する「センター所管課」とは何課か。	・まちづくり推進課である。	・地域協議会（三隅）
	40	・浜田自治区のまちづくりコーディネーターは、業務が大きく負担になるのではないか。	・必要に応じてチームで対応するなど、柔軟な体制を構築する。	・地域協議会（三隅）
41	・まちづくりコーディネーターの専門的分野は、福祉、教育、環境、農林、水産等の地場産業などであって、各地域の課題解決や特色ある地域づくりに向けて、チームで		・社会教育委員の会	

制度項目	No.	質問・意見等	回答・市の考え方等	団体等
		支援できる体制をとるべきである。		
	42	・時間外勤務の命令は、誰が行うのか。	・担当課長が行う。	・条例検討委員会
	43	・まちづくりコーディネーターの主な勤務場所を本庁ではなく各自治区とした理由は何か。	・まずは地域に近い場所で、地域のことを理解し、つながりをつくる必要があると考えた。コーディネーター同士が連携を図る仕組みを構築する。	・コミセン部会
	44	・まちづくりコーディネーターの主な勤務場所は、担当地域とするとあるが、地域内でしっかりフォローしたり連携したりできる担当者を決めることも必要である。	・本庁及び各支所のまちづくり担当職員が、まちづくりコーディネーターをフォローし、連携していく。	・社会教育委員の会
	45	・まちづくりセンターの事業は、全てまちづくりコーディネーターに相談しなければならないか。	・必ずしも全て相談する必要はないが、いつでもサポートできるよう情報の共有は図りたい。	・公民館
	46	・まちづくりコーディネーターは、本庁で5名集約されているほうがよい。	・情報共有を密にし、チームでの支援ができる体制を構築する。評価検証期間で再検討する。	・公民館
	47	・まちづくりコーディネーターに現在の連携主事の役割を担ってもらいたい。	・まちづくりコーディネーターが現在の連携主事の役割を全て担うわけではないが、必要な役割は引き継ぐなどして、センター間の連携を図っていく。	・公民館
⑦開館日	48	・祝日は開館日になるのか。	・職員不在日だが、開館日として貸館の使用はできる。	・地域協議会（浜田）
	49	・職員不在日の貸館の方法はどうなるのか。	・これまでどおり鍵貸しで対応する。	・地域協議会（三隅）
⑧使用料及び減免	50	・使用料の算定に使用時間は考慮しないのか。	・1時間当たりの使用料を規定する。	・地域協議会（浜田）
	51	・減免の範囲をしっかりと整理してほしい。	・具体的なケースや団体を整理する。	・地域協議会（浜田）
	52	・交通安全協会や福祉推進協議会は、減免対象か。		・公民館
	53	・葬儀等での使用は、営利に該当するか。	・営利ではない。	・地域協議会（弥栄）
	54	・市民の葬儀等で喪主が市民以外の場合は、加算になるか。	・市外利用にならないよう運用等で配慮する。	・地域協議会（弥栄）
	55	・サークルや各種教室の利用は、社会教育活動（減免対象）か。	・社会教育活動（減免対象）である。	・公民館
	56	・年間使用ではなく、単発使用の場合も減免が適用されるか。	・適用される。	・公民館
	57	・一つの団体の中に、市民と市民以外がいる場合は、どうなるのか。	・申請者の住所や団体の所在地で判断する。	・公民館
⑨使用許可	58	・葬儀での使用は可能か。	・使用可能である。（現在の公民館でも可）	・地域協議会（金城）
	59	・使用を許可しない場合が示されているが、リスクマネジ	・事前に申請書の提出を求め、申請内容を審査し、使用許	・社会教育委員の会

制度項目	No.	質問・意見等	回答・市の考え方等	団体等
		メントとして、利用申請時のチェック等のシステムを作る必要がある。	可の可否を決定する。	
⑩運営推進委員	60	・運営推進委員の上限 20 名の撤廃理由は何か。	・運営推進委員として、より多くの住民に参画・協力してもらえるようにするため。	・地域協議会（三隅）
	61	・活動費における運営推進委員加算は、これまでどおりか。	・加算という考え方はなくなるが、活動費全体の増額を予定している。	・地域協議会（浜田） ・公民館
	62	・運営推進委員は、地区まちづくり推進委員会と別のものか。	・メンバーは重複するかもしれないが、別のものになる。	・公民館
	63	・センターに運営推進委員を置いた場合、まちづくりセンター運営推進委員会の設置が見込まれるが、センターと地域団体等が協議・情報共有できる仕組みをセンターごとに構築するために設置要綱が必要である。	・必要な要綱等を制定する予定である。	・社会教育委員の会
⑪運営方式	64	・評価検証の 3 年間が経過したら、決まった予算の範囲で地域任せにすることがないようにしてもらいたい。	・予算も含めて 4 年目以降を見据えた評価検証を行いたい。	・地域協議会（金城）
	65	・まちづくりセンターと生活改善センターで管理方法が異なるのは不公平ではないか。	・自治会が管理する生活改善センターについては、市の負担額の増額を検討している。	・地域協議会（旭）
	66	・3 年程度は検証期間とし、直営で運営しながら運営体制や運営方式について検討するために、専門部会の委員については、住民主体のまちづくりが機能しているかをしっかり見定められる人員が必要である。	・現在のところ、公民館のコミュニティセンター化検討部会の構成を中心に検討する予定である。	・社会教育委員の会
⑫社会教育の推進	67	・社会教育担当課とまちづくり担当課の部署配置に配慮するとは、課が隣同士になるということか。	・お見込みのとおり。	・公民館
⑬連絡調整体制	68	・センター間の情報共有や連絡調整を図る手段として、オンライン等 IT の活用を進める必要がある。	・有効な手段であり、活用を検討する。	・社会教育委員の会
	69	・地域連絡会や市まちづくりセンター連絡協議会を設置し、情報共有を図る上で、各センターが計画実施した成功事例や特色ある取組について共有できる機会を持つ必要がある。	・大変重要な視点であり、事例や取組を共有する機会等を積極的に創出する。	・社会教育委員の会
⑭職員の育成	70	・全職員がまちづくりへ関心を持ち、地域活動に関わってもらいたい。	・職員向けの研修や意識啓発に取り組む。	・条例検討委員会

制度項目	No.	質問・意見等	回答・市の考え方等	団体等
	71	・有資格者への手当について、しっかり検討してほしい。	・引き続き検討する。	・コミセン部会
	72	・社会教育主事講習を含めて計画的な受講に取り組んでいくための数値目標を設置すべきである。	・数値目標の設定を検討する。	・社会教育委員の会
	73	・センター職員が、職場を離れて研修等に参加できる体制を整備する必要がある。	・センター長の勤務時間拡大と主事の増員により、研修等に参加しやすい体制を整える。	・社会教育委員の会
	74	・社会教育主事、社会教育士等の資格保有者の採用を促進する必要がある。	・資格保有者の採用に努める。	・社会教育委員の会
	75	・事務処理や公金の取扱など、研修を実施してもらいたい。	・センター職員向けの研修を計画する。	・公民館
⑮保険	—	—	—	—
その他	76	・公民館職員への説明はどのようになっているか。	・各自治区の代表館長への説明と自治区ごとの連絡会での説明は行っている。	・地域協議会（金城）
	77	・今後は、困りごとがあればまちづくりセンターに相談すればよいのか。	・これまでどおり支所も継続するので、支所でもまちづくりセンターでも対応する。	・地域協議会（金城）
	78	・行政のリーダーシップがないと、まちづくりや地域づくりは難しい。	・市民の皆さんと行政の協働で、まちづくりに取り組んでいきたい。	・地域協議会（金城）
	79	・社会教育的には、市全体のビジョンと各地区の特色の二本立てになると進めやすいと思う。	・市全体では、「社会教育推進計画」を策定しており、これをビジョンに社会教育の推進を図りたい。	・地域協議会（旭）
	80	・他地区との連携や相互参加の仕組みを考えてほしい。	・これまでの公民館同士の連携に加え、まちづくりコーディネーターが情報を集約するなどして強化を図りたい。	・地域協議会（旭）
	81	・今後、公民館職員への説明はあるか。	・公民館職員向けの説明会を開催する。	・地域協議会（弥栄）
	82	・市としてまちづくりのあるべき姿を描く必要がある。	・協働のまちづくりに係る推進計画やまちづくりセンターの適正配置に向けた将来的なビジョンを持つ必要があると考えている。	・地域協議会（三隅）
	83	・浜田自治区では、公民館をまちづくりのために使用できないという話を聞いたことがある。	・そのようなことはない。	・地域協議会（三隅）
	84	・条例と条例施行規則は、セットで制定するのか。	・条例に合わせて規則も制定する。	・地域協議会（三隅）
	85	・スタートしてみなければ分からないこともあるので、皆で協力して取り組み、評価検証をしっかりと行って問題があれば直していけばよいと思う。	・まちづくりセンター移行後、早急に評価検証組織を立ち上げ、評価検証に取り組む。	・コミセン部会